

第2章 国際財産法（各論）

第1節 自然人・法人

1 自然人

(1) 権利能力

- ・ 国際私法上権利能力の問題は、一般的権利能力と個別的権利能力の問題に分けられる。**一般的権利能力**とは、「個々の権利を離れて一般的に、法的な権利義務の主体となりうる資格」²⁰を言い、**個別的権利能力**とは、「一般的権利能力を持つ者が、所有権や相続権などの個々の権利義務を享有」²¹する資格をいう。
- ・ **権利能力は個々の権利義務との関係で問題となるものであり**、個々の権利義務とは独立に権利能力について論じる必要がないことから、**一般的権利能力については問題としないのが通説である**。
- ・ 個別的権利能力については、それが**問題となっている具体的な法律関係の準拠法**による。（例：胎児が相続できるか→相続準拠法（36条））

(2) 行為能力

（人の行為能力）

4条1項 人の行為能力は、その本国法によって定める。

2項 法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであつても行為地法によれば行為能力者となるべきときは、当該法律行為の当時そのすべての当事者が法を同じくする地に在つた場合に限り、当該法律行為をした者は、前項の規定にかかわらず、行為能力者とみなす。

3項 前項の規定は、親族法又は相続法の規定によるべき法律行為及び行為地と法を異にする地に在る不動産に関する法律行為については、適用しない。

(a) 準拠法決定

- ・ 原則：行為能力の問題は当事者の**本国法**による（本国法主義、4条1項）
- ・ 例外：**全ての当事者が同一法域内**にあり、**行為地法**によれば**行為能力が認められる**場合は行為能力が認められる（4条2項）
※3項の適用除外あり

²⁰ 注釈I 97頁（中西康）

²¹ 同上

(b)趣旨

- ・ 1 項：住所や常居所等よりも明確性・固定性のある国籍を連結点とし、法的安定性を確保。取引安全については 2 項に委ねる。
- ・ 2 項：取引の相手方にとって、本人の本国は必ずしも明確なわけではなく、本国法主義を貫徹すると取引の安全が阻害されうる。そこで、取引の安全を確保するために例外規定が設けられた。
- ・ 3 項：前段は、身分的行為能力が 4 条の「行為能力」に含まれないことの確認規定。後段は、行為地と法を異にする地にある不動産の取引において 2 項を適用すると、「不動産所在地において執行可能性のない取引を保護して有効となるとすればかえって取引の安全を阻害することになりかねない」²²ため適用除外とする。

(c)適用範囲

- ・ 4 条が対象とする行為能力の問題は、**財産的行為能力**の問題に限られる。身分的行為能力は、当該身分関係の準拠法によると解されている。(そのために、4 条 3 項前段は確認規定にすぎないと言われる)
- ・ 後見等の問題については通則法 5 条が規定しているため、4 条が対象とするのは財産的行為能力のうちでも、年齢による行為能力の制限の問題となる。(成年年齢、法定代理人の同意、未成年者による法律行為の取消しの問題等)

Q 婚姻による成年擬制の問題は「行為能力」の問題に含まれるか
(4 条の「行為能力」と、25 条の「婚姻の効力」のいずれの問題に法性決定すべきか)

A 説 (4 条説、通説)

内容：「行為能力」の問題に法性決定する。

理由：・ 婚姻による成年擬制は、夫婦の利害関係に関する問題ではない。

- ・ 成年擬制の趣旨は、「婚姻生活を営む男女は、自然年齢が成年に達していなくても、すでに精神的に 1 人前に成熟しているとみなす」²³点にある。

B 説 (25 条説)

内容：「婚姻の効力」の問題に法性決定する。

²² 小出 41 頁

²³ 出口 161 頁

理由：成年擬制の趣旨は、「婚姻生活の円滑な運営のために未成年者配偶者をその無能力から解放する」²⁴点にある。

(d)その他

- ・ **2項は主観的要件を要求していないことに注意。**当事者の一方が、相手方が本国法上行為能力者ではないことについて悪意であったとしても2項が適用される。
- ・ 「すべての当事者が法を同じくする地に在った場合」と規定されていることから、**2項は隔地的取引**（例えば国境を超えたネット通販等）には適用されない。

2 法人

(1)法人の従属法

(a)意義

- ・ 人の属人法のように、法人にもそれを規律する**従属法**が存在し、法人をめぐる法律関係の多くで従属法が準拠法とされる。

Q 法人の従属法

A 説（設立準拠法説、通説）

内容：法人が設立に際して準拠した法を従属法とする。

理由：・ 法人は、設立に際して準拠した法により法人格が与えられて成立し、存在することができるものであることから、設立後も同一の法による規律を受けるべきである。

- ・ 固定性・明確性が高い（本拠地のように移転する可能性がない）。

B 説（本拠地法説）

内容：法人の本拠が所在する地の法を従属法とする。

理由：・ 法人の活動は債権者等の第三者にも影響を与えることから、法人は現実には活動している地での規律を受けるべきである。

- ・ 設立者が設立地を選択して法律回避することを防ぐ。

(b)従属法の適用範囲

- ・ 「法人が組織として成立し、存続するためには、**法人の従属法による統一的な規律**が必要となる」²⁵ため、そのような**組織的な問題**には法人の従属法が適用される。

①**法人の設立に関する問題、法人の内部組織・内部関係に関する問題、法人の消滅に関する問題**には従属法が当然に適用される。

²⁴ 同上

²⁵ 演習 35 頁（佐野寛）